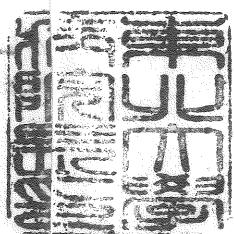
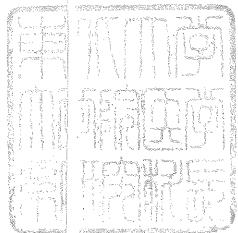
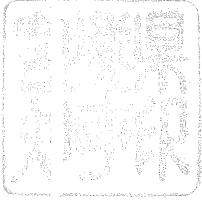


感染症対策の支援に関する協定書



感染症対策の支援に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と東北大学大学院医学系研究科（以下「乙」という。）及び東北大学病院（以下「丙」という。）は、感染症対策における支援について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が行う感染症対策に関する乙及び丙の支援について、必要な事項を定めるものとする。

（支援）

第2条 甲は、感染症対策に関して、支援が必要と判断した場合は、乙及び丙に対して支援を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、甲と協議の上、支援チームを編成し、甲に対する支援を行うものとする。

（支援チームの業務）

第3条 甲の要請に基づく支援チームの業務は、次のとおりとし、具体的には別紙に掲げる事項とする。

- (1) 患者に対する医療
- (2) 専門的見地による指導・助言
- (3) 専門的見地による調査・分析

（費用弁償等）

第4条 甲の要請に基づき、乙及び丙が支援活動を実施した場合に要する次の経費は、原則として甲が負担するものとする。

- (1) 支援チームの派遣に要する費用
- (2) 支援チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 支援チームが支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものに係る経費

（細目）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

（協議）

第6条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この

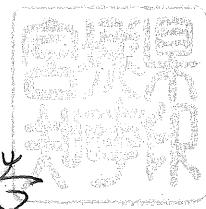
協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年9月29日

甲 宮城県知事

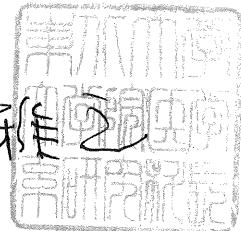
村井 嘉浩



乙 仙台市青葉区星陵町2番1号

東北大学大学院医学系研究科長

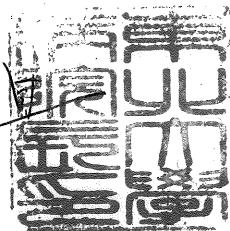
山本 雅之



丙 仙台市青葉区星陵町1番1号

東北大学病院長

黒元 淳



1
2
3
4
5
6
7
8
9

(別紙)

支援チームの業務

- 1 県の感染症対策に対する指導・助言
- 2 重大な感染症発生時における感染症予防・まん延防止のための防疫に対する指導・助言
- 3 重大な感染症発生時における学校・社会福祉施設等に対する指導・助言
- 4 重症感染症患者の診断・治療に対する指導・助言
- 5 重大な感染症発生時における県の調整に基づく感染症指定医療機関等への医師の派遣
- 6 重大な感染症発生時における県立病院に対する医師の派遣
- 7 新型インフルエンザ対策の推進に関する指導・助言及び発生時における指導・助言
- 8 原因不明感染症・希少感染症等に関する専門的な調査・分析
- 9 その他、上記以外の感染症の予防、発生対策に関する指導・助言等

感染症対策の支援に関する協定書実施細則

平成20年9月29日付けで締結した感染症対策の支援に関する協定書（以下「協定書」という。）
第5条に基づく細則は、次のとおりとする。

（支援要請）

第1条 宮城県（以下「甲」という。）が、協定書第2条に基づき東北大学大学院医学系研究科（以下「乙」という。）及び東北大学病院（以下「丙」という。）に支援を要請する際は、保健福祉部疾患・感染症対策室から連絡するものとし、その手段は間わないものとする。ただし、必ず文書（様式第1号及び様式第1号の2）を取り交わすものとし、その効力の発生時期は、派遣要請の意思が乙及び丙に伝達された時とする。

（支援活動の報告）

第2条 乙及び丙が、協定書第2条の規定により支援チームを派遣したときは、支援活動終了後速やかに、各支援チームごとの「支援活動報告書」（様式第2号）、「支援チーム員名簿」（様式第3号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第4号）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告書）

第3条 乙及び丙は、協定書第2条に基づく支援活動において、支援チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定書第4条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙及び丙が各支援チーム分を取りまとめ「費用弁償請求書」（様式第6号）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第4条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給請求書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定書第4条第1号に規定する費用弁償の額は、県立病院については、甲の定めるところによる額とする。ただし、感染症指定医療機関等については、当該医療機関が負担するものとする。

2 協定書第4条第2号に規定する実費弁償の額は、県立病院については、使用した医薬品等に係る実費とする。ただし、感染症指定医療機関等については、当該医療機関が負担するものとする。

3 協定書第4条第3号に規定する扶助金の額は、県立病院については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月22日宮城県条例第37号）に準ずるものとする。ただし、感染症指定医療機関等については、その都度、別途協議するものとする。

4 協定書第4条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号、第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙及び丙に対し支払うものとする。

番
平成 年 月 日 号

東北大学大学院医学系研究科長
東北大学病院長 } 殿

東北
東北

宮城県知事

感染症対策の支援について（依頼）

感染症対策の支援に関する協定書第2条に基づく実施細則第1条の規定により、下記についてよろしくお取り計らい願います。

記

1 支援事項

1 支

2 支援期間

2 支

3 支援場所

3 支

4 番

様式第1号の2

番号
平成 年月日

東北大学大学院医学系研究科長
東北大学病院長 } 殿

宮城県知事

感染症対策の支援内容の変更について（依頼）

このことについて、平成 年 月 日付け 第 号で依頼した感染症
対策の支援に関する内容を下記のとおり変更します。

記

1 支援事項

2 支援期間

3 支援場所

4 変更理由

支 援 活 動 報 告 書

様式第3号

支援チ一ム員名簿

医薬品等使用報告書

品 名	規 格	数 量	薬 價 基 準	
			单 價	金 額

平成
活動

平成

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける感染症対策の支援活動において、別紙のとおり事故（傷病者・死亡者）が発生したので報告します。

平成 年 月 日

宮城県知事あて

東北大学大学院医学系研究科長 印
東北大学病院長 印

別紙（様式第5号関係）

様式第5号

事故（傷病者・死亡者）概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
所属		役職		職種	
傷病名		程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院（月日）	診療（入院） 医療機関名				
受傷（発病）日時	平成 年 月 日 () 時 分				
受傷（発病）場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	平成 年 月 日 () 時 分				
死 亡 場 所					
死亡受傷（発病）時の状況					

宮

次の

た
策の

(費)

費用弁償請求書

平成 年 月 日

宮城県知事あて

住所

氏名

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける感染症対策の支援活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

様式第7号

扶助金支給申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 あて

住 所

氏 名

印

感染症対策の支援に関する協定書第4条第3号の規定による扶助金を支給されたく、
別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾 病にかか り、又は 死亡した 者の状況	氏名		性別	男・女	生年月日	
	住所					
	所属		役職		職種	
	傷病名		受傷(発病) 年月日			
	死亡原因		死亡年月日			
障害級別		療養開始年月日		治癒 年月日		
休業日数	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間	休業期間中における 業務上の収入の有無			
扶助金支給基礎額		災害に際し応急措置の業務に従事したもの に係る損害補償に関する条例第3条第2項 第()号該当				
扶助金支給申請額						
備考						

